



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2026 年 2 月号

No.299

No.299 (2026 年 2 月号) <1 月 25 日発行>

今月号の注目情報

**内閣官房国家サイバー統括室（NCO）及び経済産業省：
「サプライ チェーン強化に向けたセキュリティ対策評価
制度に関する制度構築方針（案）」（SCS（Supply
Chain Security）評価制度の構築方針（案））を公表**



卷頭言

『公認システム監査人（CSA）』の「特別認定制度」について』

会員番号：1750 館岡均（副会長 認定委員長）

公認システム監査人（Certified System Auditor : CSA）の制度は発足当初から「特別認定制度」として「システム監査技術者」以外の 高度情報処理技術者、およびプロフェッショナルにもキャリアパスを開いており、このような制度設計は後に他協会の資格制度でも取り入れており、当時の制度設計に携わった先人に深く敬意いたします。

現在のプロフェッショナルとしては、公認会計士、米国公認会計士、中小企業診断士、技術士、公認情報セキュリティ監査人、ISMS 主任／エキスパート審査員、プライバシーマーク主任審査員があります。

これまで業界の変化に対応して、プロフェッショナルを追加して「特別認定制度」を改定してきたが、昨今の急激な変化に的確に対応するためにさらなる制度改定を行い、資格の価値を高めることが必要です。

「公認システム監査人」の活躍の場としては、経営層、内部監査部署（IT ガバナンス、IT 統制など）、情報システム部署、営業部署（システム提案／超上流工程）／開発部署、運用部署、プロジェクトシステム監査、プロジェクト評価、弁護士、公認会計士、技術士、中小企業診断士、情報セキュリティ監査、サイバーセキュリティ、BCP、ISMAP、CSIRT 等の関連、審査機関、監査法人、教育機関、政府・地方自治体職員／CIO 補佐官、各種評価委員、DX 分野等があります。クラウド、IoT、DX、AI 等々のように、専門的な技術の高度化、利用範囲の広がりでシステムが複雑化しており、俯瞰的な視点でのシステム監査活躍の場は広がっています。

今後とも、各分野のプロフェッショナルが連携してシステム監査を進め、「公認システム監査人」の活躍の場が一層広がるよう、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参考) 当協会のホームページに、「公認システム監査人認定制度（特認制度）」が掲載されています。

URL : <https://www.saaj.or.jp/csa/csaboshu/620201CSAASAninteiseido20231214.pdf>

ご質問は、当協会のホームページトップページの最後尾の「お問い合わせ」までお願いします。 以上

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

＜目次＞

○ 巻頭言	1
【 「公認システム監査人（CSA）」の「特別認定制度」について 】	
1. めだか	3
【 続・時代が求めるシステム監査（GROWTH-2） 】	
2. 投稿	4
【 投稿 】支部活動への参加経験から考える～関東在住者にできること	
【 コラム 】システム監査のための会計・数学・理科・外国語再入門（2）	
【 エッセイ 】落し文	
3. 本部報告	15
【 第 303 回 SAAJ 月例セミナー：講演録 】	
テーマ：「システム管理基準追補版の改訂ポイント」	
4. 支部報告	17
【 北信越支部 】2024 年度支部総会・富山県例会/3 月リモート例会報告	
【 中部支部 】IT ガバナンス監査研修 開催のご案内	
5. 注目情報	19
【 内閣官房国家サイバー統括室（NCO）及び経済産業省 】	
「サプライ チェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関する制度構築方針（案）」	
（SCS（Supply Chain Security）評価制度の構築方針（案））を公表	
6. セミナー開催案内	20
【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】	
7. 協会からのお知らせ	21
【 第 25 期通常総会の開催 】	
【 CAS/ASA 資格をお持ちの方へ：資格更新手続きについて 】	
【 新たに会員になられた方々へ 】	
【 協会行事一覧 】	
8. 会報編集部からのお知らせ	25

めだか 【 続・時代が求めるシステム監査（GROWTH- 2）】

「続・時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、気候変動、ウイルスによるパンデミック、政治の混乱、戦争、地震・津波、台風、人口変動等により求められる。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシステム監査人に求められているものは一体何かを考える。



資料によると、30万年にわたり変化のなかった生活水準の上昇が世界の一部地域で20世紀半ばに始まった。そして新しいアイディアとともにその経済的な成長を維持している。しかしこうした繁栄の追及が莫大な代償を伴っていたことも、しだいに歴然と明らかになっている。経済成長の追及は、人類にとって新しく、不可思議で、しかも危険な活動だ。新しいと言う理由は、ほんの少し前、20世紀半ばに始まったものにすぎないから。不可思議と言う理由は、なぜ近年になって経済成長が実現しているのか、完全にはわかっていないから。そして危険だと言う理由は、経済成長のもたらす約束と代償の緊迫したバランス関係にある。代償として、自然環境の破壊、地域の文化やコミュニティの荒廃、すさまじい格差の出現があげられる。

“経済成長と環境のトレードオフに関しては、物質資源をいつそう多く消費することなく、環境にダメージを負わすことなく進んでいく経済成長を、「グリーン成長」と呼ぶ。そして、経済成長と環境破壊の結びつきを断ち切るプロセスのことを、「グリーン・デカップリング（分離）」と呼ぶ。”

“トレードオフ弱体化戦略は、環境だけでなく、成長のジレンマに伴うほかの側面にも適用できる。”

“結局のところ、経済成長にかかるトレードオフの弱体化に努めるというのは、「グレート・デカップリング」と呼ぶであろうものを目指すことにほかならない。環境に害を与えることなく、不平等を拡大せず、地域コミュニティを破壊せず、人々の生活を空洞化せず、政治も腐食させずに、経済を成長させていくのだ。”

経済を成長させいつそうの繁栄を目指していれば、社会につきつけられる大いなるトレードオフと対峙しなくともよい、というのは間違った考え方であり、それらのトレードオフを軽くするトレードオフの弱体化、例えば生成 AI の活用等々、に努めるべきである。

この時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにかを考え、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対し再考してみる必要がある。（空心菜）

資料：「GROWTH 「脱」でも「親」でもない新成長論」 ダニエル・サスキンド著 上原裕美子訳 みすず書房
(このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJ の見解ではありません。)

<目次>

【投稿】支部活動への参加経験から考える～関東在住者にできること

会員番号 0436 大石正人

年末年始のサイバーセキュリティとシステム更新の動き

2026 年が明けました。2025 年もサイバーセキュリティへの対応が個人や事業所にとって優先課題の一つでしたが、幸い年末年始に、システムダウンにより、大きくマスコミ報道されるような事案はなかったようです。もちろん全く無傷だったわけではなく、ネット検索すれば相応に事例は出てまいります。例えばセキュリティ事業会社 CCSI による「2026 年 1 月第 1 週のサイバーセキュリティニュース ランサムウェア攻撃と不正アクセスが続発」<https://ccsi.jp/5913/>

といった具合で、大半はサイバーセキュリティ侵害によるものです。

こうした一方で、年末年始の日並びが良かったせいで、レジャーに出かける人も目立ちましたが、システムの入れ替え、移行にも格好のタイミングでした。執筆者がよく利用する図書館システムでも、東京の文京区立図書館が中心館である真砂中央図書館へのセルフ貸出機の先行導入のため、全館で 2026 年 1 月 16 日迄休館とし、システムの更新作業を行っています（利用再開は 17 日午前 9 時なので、成否はまだ不明です）。

また特に銀行などの経営統合などに伴うシステム更新も、長い連休を活用できるこの時期に実施されます。銀行や信用金庫の勘定系システムは、顧客元帳や商品移行など、システム更新の負荷が大きい事例の一つと認識していますが、2025 年末から 2026 年初のタイミングでは、八十二長野銀行（合併に伴う旧長野銀の、「じゅうだん会」共同版システムへの統合）や城南信用金庫の自営システムからしんきん共同センターへの移行、が目立つところでした。後者は大手信金で、共同システムに加盟せず、単独システムを運営する最後の事例でしたので、システム共同化の流れ（最後の一コマ）の象徴的な事例でした。

かつて、システム統合や共同プロジェクトのリスク管理をモニタリングする業務に従事した経験から、感慨深いものがあります。なお、協会の会報 No.254（2022 年 5 月号）に投稿【銀行勘定系システムの共同化～古くて新しい課題】として整理しているので、重複を避けるため最近の問題意識の詳細はこちらに譲ります。

（注）https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaiho/2022Kaiho/202205_SAAJKaihoNo254.pdf

地方支部の存在感と北信越支部の現状

さて、以下個人的な話題で恐縮ですが、3ヶ月ごとに北信越支部の研究会に、できるだけ現地参加（オンライン併用方式の開催でも）するようにしています。協会事務局が立地する東京周辺（関東地区）に会員が多いのは事実ですが、試算してみると、地方会員の組織である 7 支部（北海道・東北・中部・北信越・近畿・中四国・九州）の会員が 4 割近くになる計算です（直近のデータが公開されていないので、2025 年 2 月総会資料の個人会員 563 名を使いました）。日本の全人口に占める関東地方（1 都 6 県）の比率が約 3 割ですから、それを上回る比重です。

こうしたなかで北信越支部は北陸3県に信越2県（新潟・長野）を加えた5県で構成される地方支部です。2020年国勢調査でのこの5県の人口比率は5.5%ですが、NPO会員数に占める北信越支部の比重はこれを若干下回っていると思います。ちなみに会員数の最も多いのは近畿支部で、NPO本部の公式ホームページ以外に、独立したウェブサイトをもっており、他の支部が協会のホームページに記事を載せている（残念ながら更新ができていない支部も多い）のに比べると、格段に情報量が多く、活発な活動の一端を知ることができます。

(注)「日本システム監査人協会近畿支部～システム監査に関する研究会、勉強会、システム監査セミナー、システム監査サービスなどを行っています。」<https://saajk.org/>

北信越支部の設立と活動の歩み

さてわが北信越支部（わが、の意味は後述します）は、というと、ホームページの掲載コンテンツは、2016年度で情報の更新がとまっているようです。逆にそこからは設立時点まで遡れるので、少しトレースしてみました。

まず2003年4月にシステム監査勉強会及び北信越支部設立準備委員会をもったあと、同年6月に設立総会、設立記念講演会を、いずれも富山市で開いています。詳しい経緯は協会会報74号（注）が「北信越支部設立記念特集」号になっており、当時=初代の森支部長が、中部支部から独立する形で設立することとした、準備段階からの取り組みを詳述されるとともに、設立総会当日の記念講演会（テーマは1. ISMS・個人情報保護とシステム監査、2. 実践システム監査、自治体他）の内容も丁寧に紹介されており、最近の簡素な会報に比べると、さまざまな会員が分担して執筆するなど、大変興味深い内容となっています。

(注) 会報には<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaiho/2003Kaiho/200308SAAJKaiho074.pdf>でアクセスできます。

協会の制度整備と支部制度の背景

ここで今更ではありますが、日本システム監査人協会設立の経緯としては、通商産業省（当時）の産業構造審議会などの議論を踏まえ、1986年にシステム監査基準が制定され、同年秋から、情報処理試験の区分にシステム監査技術者試験が追加され、システム監査技術者試験合格者とシステム監査登録企業を核に、1987年12月に任意団体として「日本システム監査人協会」を設立しました。ただ、協会の本部が東京に置かれる中で、会員の便宜を図る（規約第28条）観点から、地域ごとの交流や研究の場として、様々な形で関西支部、中部支部といった名称で地方支部が活動を開始したようです。その後、「1999年6月産業構造審議会の情報化人材対策小委員会の中間報告に、システム監査技術者試験に合格した上で、一定の有効な実務経験を積んだことを確認するシステム監査人の認定制度の創設及びその継続教育の方策検討について問題提起があり」「これを踏まえ、当協会は関連する諸問題について経済産業省と密接に連携し、産構審答申の期待する民間資格として「公認システム監査人認定制度」の実現を図ると共に、その担い手となるため、2002年2月7日にNPO法人となりました」（協会ホームページ「規約概要」より）。

そして 2003 年には、NPO 法人日本システム監査人協会としての規程整備の一環として、会計規程などと並んで、支部設立運営規程が制定されています。同規程は協会のホームページにも掲載がありますが（注）、一般には公開されていないため（パスワードつきで会員は閲覧可能）、先述の近畿支部ウェブサイトの「支部規約」に、「この支部は、支部設立運営規定第 8 条に基づいた会員により構成する。2 但し、特定非営利活動法人日本システム監査人協会の正会員の内、近畿地区での活動を希望する者も支部会員とすることができる。」とありますので、この記載から内容を推察するに、基本的には支部のエリア内に生活の本拠地や勤務地がある前提で、特認として希望すれば支部会員にできる、という考え方のようでした。

（注）掲載場所：理事会運営規程等 規程目次 https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kitei_mokujii.html

所属した支部と北信越支部への思い

そもそも執筆者個人の北信越支部とのご縁は、最初の職場時代の知見を買われて、2008 年 11 月に富山市で開催された協会設立 20 周年記念講演会（全国を巡回実施）に、登壇者の一人（ほかに、基調講演者がお二人いらっしゃいました）として招かれたことでした。当時は北陸新幹線などなく、越後湯沢駅から“ほくほく線”を乗り継いで、ゆったり旅だった記憶です。その後、仕事を通じて接点を持った支部メンバーもいらっしゃり、年次総会でお会いしたり、細く長く旧交を温めてきました。執筆者は 2004 年 2 月の総会で協会理事に就任したもの、当時は出張の多い部署に所属したり、地方勤務で別の支部に所属して（九州支部は福岡での例会開催でしたので、みっちりおつきあいできた一方、中四国支部は、定例会が平日に広島での開催だったので、当時勤務していた山陰地方からの参加は困難でした）、ご縁が薄まった気もしていました。

ところが、2019 年の春に、（きっかけは忘れたのですが）支部のマーリングリストへの参加を認めて頂き、その後は毎回の各県持ち回り例会に（といつても 2020 年春からは感染症拡大で、オンライン参加が続きましたが）オブザーバー参加し、ついに、近畿支部の事例に倣ったわけではないですが、本部（事務局長）に相談して、思い切って所属支部を北信越に変えてもらったのが 2024 年 7 月でした。支部の方へのご挨拶メールで、「支部への助成金算出の際、支部の所属人員が関係することなので、支部財政にも貢献出来て少し気持ちが楽になります。」と心情を吐露しています。

振り返ってみると、1991 年に情報処理技術者試験（システム監査技術者区分）で合格し、協会が NPO になる前の任意団体の際に入会し、しばらくは資格を活かし、仕事を離れて協会の皆さんと日常的に交流する機会はなかったのですが（せいぜい東京で開催される月例セミナーに行く程度）、2003 年には月例セミナーの講師として登壇の機会を与えられ、あるとき事務局へ呼び出されて理事就任を内諾し、その後 20 年間、貢献度はともかく本部理事の職にありながら、九州支部と中四国支部の所属として、地元の定例研究会に出たり、支部を代表して、西日本合同研究会に報告者として参加したり、本部理事でありながら、関東以外で協会役員としての経験を積んだ、珍しい事例だと思います。

おそらく、そんな思いもあって、退職と相前後して、北信越支部と縁を結び直したかったのだと思います。北陸新幹線の開通で、北陸各県へのアクセスが格段に向上したこと、文字通り支部との距離を縮めました。

ただ、現役時代と異なり、新たな知見を自分の仕事として深めるチャンスが少ないので、理事としての経験とともに、本部の動きを解説したり、支部活動が活性化すれば、ということで、いつもながら空気を読まない提案をしてみたり、オブザーバの割には出過ぎたことばかり繰り返してきました（何度か、研究会での報告は実施しました）。それも受け入れて下さった北信越支部の皆さんのお情には心から感謝しています。

理事の方は 20 年の節目で、後進に道を譲る、という名目で 2024 年の総会をもって退任しましたが、理事会の発信情報ではわかりづらい部分について、かみ砕いて説明を試みたり、余計なお世話と言われても良いから北信越支部の事情も踏まえて本部や他の支部とのコミュニケーションを心がけたり、支部で取り扱いが不明な事項について旧知の理事に照会したり、何か貢献できることはないか、毎回「出過ぎた真似」をしています。

北信越支部の活動の特徴とこれからの取り組み

最後に、勤務地として移り住む中での経験を含む 3 つの支部の中で、北信越支部の活動の特徴としては、年間の研究テーマを決めて（もちろんそのテーマは過去からの連續性も考慮しています）、西日本支部合同研究会改め、2024 年からは全支部参加方式となった「支部合同研究会」での発表を目指して、毎回の例会で議論をして方向性を見出していく点にあります。大きな支部のように、多くの会員が、複数のタスクフォース的な取組みに参加するのではなく、一堂に会して同じテーマで議論を通じて考察を深め、一つの成果物に纏めていく。そこにチームワークや友情が育まれる、といってよいのかもしれません。

ちなみに今回の投稿を纏めるにあたり、協会支部の特性について、生成 AI の助けも借りて、公表統計やウェブサイトでわかる活動内容をもとに比較検討したところ、拠点都市への一極集中型の立地条件にある支部が多い中で、北信越支部は「（テリトリーとして）中間的な広さと密度」を有し→ 地方都市を結ぶ「巡回型・分散型の活動スタイル」が理にかなっているといえる、との導出が得られました。また、個人的な嗜好に属することではありますが、例会参加の副産物（時々どちらが主目的かあいまいになりますが）としても、年 4 回の各県持ち回り例会のたびに、研究会の開催地やその周辺、途中下車をしながら、各地の図書館訪問の旅も続けることができています。

2026 年も支部会員として、実務現場から距離があるために最新情報に乏しい知識レベルを、平素の自己研鑽で少しでも補いながら、支部の研究活動や運営面に貢献していきたいと思います。

(注) 本稿は 2026 年 1 月 15 日時点の情報に基づき、作成しました。

<目次>

【コラム】システム監査のための会計・数学・理科・外国語再入門（2）

会員番号 1566 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1.はじめに～平成は日本が衰退した暗黒の30年間

[1] 日本を凋落させた8つの原因(→文献[1-5])

非常に残念なことであるが、内閣府の統計によると、**我が国の一人当たりのGDPがスペインに抜かれて世界で24位に後退**した。22世紀の「日本史」の教科書には、平成の30年間は、我が国が「改革」という無定見な社会実験に苦しみ、「改革によって疲労した」衰退の30年として、記載されることであろう。

これまで、何度かご紹介したが、その原因は次の8つであると考えられる。

- ①「新自由主義」的政策による、中間層の破壊
- ②「ゆとり教育」による、学力低下・学級崩壊、及び、モラルの低下
及び、大学のカリキュラムの不備の放置・語学力低下(第2外国語無しが続出)
- ③「SI認定・登録」の廃止(2003年、2010年)による、IT業界の劣化【未解決】
- ④「製造物責任法」の立法不備による不備ソフトウェアの放置【殆ど未解決】
- ⑤「研究開発費の一括費用処理」による、頭脳軽視と近視眼的経営
- ⑥ ⑤と合わせての「金融検査マニュアル」による開発力低下
- ⑦誤った時価会計の導入による混乱
- ⑧数学を知らない経済学者・アナリストの闇歩

★こうした中、昨年10月以降、外交政策以外にも、政策の急変更が続いている。

- ①OTC類似薬の一部自己負担(本体価格の25%は自己負担、残りは保険適用) 【弱者に厳しい】
 - ②高額医療制度の上限の引き上げ(最大38%上昇) 【弱者に厳しい】
 - ③外国人労働者の123万人を上限とする受入れ方針
 - ④政府が保有する個人情報の民間企業への共有
 - ⑤コメの増産の撤回と「おこめ券」の配布
- これらは社会的影響の大きい施策であり、ネット上では賛否両論が出されている。ここでは、これらの賛否は触れないが、システム監査上も重要な影響があるのは、①と④であろう。④については、本協会には個人情報保護の専門家の方々が数多くおられるので、今回は①について取り上げることとする(§6参照)。
- ※「おこめ券」については甚だ不評であり、東京都特別区では1区のみの予定である。また、京都府の場合、全ての市町村は配布しないことを決定した。「500円で440円分しか買えない」など、多くの問題点が指摘されている。また「コメの増産の中止」は「食料自給率の向上」との兼ね合いを懸念する声も少なくない。

[2] 東大の文化三類の事例

上述のように、21世紀に入り、我が国の大手の第二外国語の履修が急激に悪化している。開講すらしていない大学も存在しており、今後の我が国の将来が懸念される。一方、東大の文化三類(おもに文学部・教養学部に進学)では、**第三外国語が事実上必須**である。これは大変良いことである。是非とも、全ての大学に適用するように大学設置基準を改めるべきである。**EUでは少なくとも2個の外国語を習得することを求めており、我が国は国際競争力の向上のため、このことは強力に推進するべきである。**

§2.某大手電機会社の会計不祥事【システム監査の専門家の出番】

[1] 本件の概略

2025年9月に、京都府に本拠を置く、大手電機メーカーの不適切経理が発覚した。これについては以下の5件が明らかになっており、監査法人のPwCジャパンは監査意見を「意見不表明」とした。

同社の不適切会計は、主に以下の 5 件が明らかになっている。

- ・ イタリア子会社における貿易取引上の問題と関税問題。
- ・ 子会社 A の中国子会社における購買一時金約 2 億円の不適切な会計処理。
- ・ 子会社 B における中古品の無償取引における関税申告の過少申告。
- ・ スイス子会社の輸出取引の誤り。
- ・ 中国子会社の源泉所得税の過少申告。

この件を受け、創業者であった N 会長は、2025 年 12 月 19 日に代表取締役を辞任し、名誉会長となった。

〔2〕日本会計基準の問題点

2018 年にも某自動車会社の巨額の不正経理が発覚した。発覚が遅れた背景に日本の連結会計基準が一部“ガル”になっていることがある。再発防止の為、金融庁・ASBJ は以下の改正を直ちに実施するべきである。

- ・四半期開示の完全復活、及び、SS(株主資本等変動計算書)の再義務化
- ・一部子会社に対する「持分法適用」の禁止 **【IFRS と同様にする】**
- ・(清算中の会社等の例外的な場合を除く)子会社の連結除外の禁止 **【IFRS と同様にする】**
- ・(清算中の会社等の例外的な場合を除く)関連会社の持分法適用除外の禁止 **【IFRS と同様にする】**
- ・SSにおいて、株主資本以外の項目も、増減事由を開示する **【IFRS と同様にする】**
- ・キャッシュフロー計算書について、直接法と間接法の双方の開示を義務付けるとともに、個別財務諸表についても義務付ける。**【中国基準と同様にする】**

§3.浜岡原子力発電所に関する原子力安全委員会への虚偽報告 **【システム監査の専門家の出番】**

静岡県の御前崎付近に所在する、浜岡原子力発電所の再稼働を巡り、地震発生時の「基準振動」について不適切なデータ処理が行われていたことが発覚した。報道によれば、20 組の波形を解析すべきところ、意図的に“平均に最も近い波ではないものを代表波”として選定し、残りの 19 組はそれに類似したものを選定していたとのことである(→文献[6,7])。当然のことながら、原子力規制委員会の審査は白紙に戻った。 **システム監査の外部監査の法的義務化の必要性** を再認識した次第である。

§4.H3 ロケットの再度の失敗 **【システム監査の専門家の出番】**

JAXA の主力ロケットである H3 ロケットであるが、またもや打ち上げに失敗した。第 1 号機に続き、**またしても第 2 段エンジンの早期停止が原因** であった。この結果、準天頂衛星「みちびき」5 号機は行方不明となった。まず、2023 年 5 月号及び 7 月号で取り上げた次の表を再掲する。

点火直前に、過電流により、電源供給を遮断する装置が作動した場合の帰結				
	地上でのテスト		本番の打ち上げ	
	第1段	第2段	第1段	第2段
点火直前の状態	実験台にて静止	実験台にて静止	発射台にて静止	高度300km(大気圏外)で 10,000km/h以上の高速 で飛行中
点火しなった場合	静止	静止	静止	確実に墜落 →指令破壊は不可避
別の方法で 点火した場合	テスト続行	テスト続行	発射	飛行継続 →その後の経過は未定

今回はカバー除外時の震動が原因とのことであるが、そもそも、飛行中の第二段エンジンを強制停止する仕組みの意義は何であろうか？ まさか、近未来の有人飛行のロケットにも搭載することは無い信じたい。

今回の失敗の要因の一つは「**全体最適と部分最適**」、「**必要条件と十分条件**」、「**統計的推測**」などを含む、「**集合と論理**」・「**順列・組合せ**」・「**確率・統計**」を、文系の大半と理系の一部が全く履修していない「**第一次ゆとり教育**」の弊害・残滓であると思われる。なお、現行の「大学入学共通テスト」の「数学 I・A」では、第2問が「統計」(平均、標準偏差、四分位図、(簡易版の)仮説検定など)、第4問では「確率」が出題され、配点は50%を占めている。産業界・教育に壊滅的打撃を与えた「第一次ゆとり教育」への反省とも言える。

§5.緊迫する国際情勢とレアアース類問題～1月8日に全面的に発動済み～レア・アース類は17種類

(1) 緊迫する国際情勢

昨年12月6日の中国の西太平洋での演習中の、中国艦船による「航空自衛隊の航空機に対する**レーダー照射問題**」(→文献[8])に続き、12月16日の中国国連大使が安保理での日本批判(→文献[9])、同日の参議院予算委員会での総理答弁で、**集団的自衛権の対象となる「密接な他国」に米国以外が限定的に含まれ、台湾も含まれることを示唆**(→文献[10])し、それに中国当局が激しく反発、12月29~30日の中国海軍による台湾本島を包囲する形での軍事演習(→文献[11-13])が行われるなど、昨年末、日中関係の緊張はますます深刻化していた。既に想定されていた**中国による「レアアース輸出規制」によるサプライ・チェーンの危機**に備えて、2025年11月は“駆け込み的な調達”が行われていた(→文献[14])。

年が明けて、1月3日の米国によるベネズエラ攻撃及びマドロ大統領夫妻の拘束(現在、米国にて裁判中)、が行われた。これを受け、国連における非難の応酬など、我が国を取り巻く国際情勢は風雲急を告げる事態となっている(→文献[15-19])。また、**米国のトランプ大統領は「モンロー主義ver.2」を宣言した**。

こうした中、1月6日、中国から帰化した石平参議院議員(1988年の天安門事件の学生運動指導者、中国から入国禁止措置)が、台北を訪問した(→文献[20-22])。同日、**中国商務省は日本に対して、レア・アースを含む広範な輸出規制を即日施行の形で発表**した(→文献[23-27])。

(2) 中国による、レアアース類の輸出規制措置と在庫管理【システム監査の専門家の出番】

1月6日午後に、中国によって突如発動(しかも即時適用)された**日本のみを対象とする「デュアル・ユース(軍民両用)部品」のstrictな輸出規制**(罰則付き、第三国経由での日本向け迂回輸出・加工後の日本への輸出も処罰対象)**の対象**には、電子機器の部品・原材料、そして、我が国の製造業にとって緊要なレアアース類9元素が含まれている。また、**1月7日、マスコミの取材に対し、中国政府関係者は「規制対象品目にはレアアース類が含まれる」旨を明言**した(→文献[23])。レアアースの対象は、当初、**2024年4月に規制した7元素**($_{21}\text{Sc}, _{39}\text{Y}, _{62}\text{Sm}, _{64}\text{Gd}, _{65}\text{Tb}, _{66}\text{Dy}, _{71}\text{Lu}$)であったが(→文献[24])、ネオジム磁石が追加されたので $_{59}\text{Pr}, _{60}\text{Nd}$ も事実上追加された。レアアース類以外にも、C(グラファイト), Mg, Ga, Ge, 抗生物質の原材料(母核)なども規制対象であり、製造業・製薬業のサプライ・チェーンへの深刻な打撃と国民生活への重大な影響が懸念されていたが、**レアアース類については、8日に全面発動**された(→文献[25-27])。

★ネット上では、「大丈夫だ。これを機に中国との取引を全廃せよ!」との楽観的な論調や威勢の良い論調も多く、政府高官の一部からも「現在、レア・アース不要な製品を開発中である」、「南鳥島沖合でレア・アース泥の試掘を始めるから大丈夫」との超楽観的な見解も散見される。しかし、事実だろうか?

そもそも、「開発中」ということは**技術が確立できるかは未確定**である。**そして、商用化には更に時間を要する**のであり、採算ベースに乗らない場合もある。従って、今年・来年必要な需要を貽えるものではない。また南鳥島沖合のレアアース泥で有望なものは、論文によると、**17元素中、 $_{39}\text{Y}, _{63}\text{Eu}, _{65}\text{Tb}, _{66}\text{Dy}$ の4元素のみ**であり、**「中国産の20倍の高濃度(2000ppm)」が期待できるものは $_{66}\text{Dy}$ のみ**である。更に、人類史上、大量の海底泥の吸引実績は最深で2470mであり、水圧対策(約5800m, 600気圧)・海底流対策が技術上の大きなハードルとなる。勿論、「リスク分散」の観点からは**南鳥島沖のレアアース泥開発は進めるべき**であるが、**時間的制約を考えると、現状の需要の代替手段とはなり得ない**ことは明らかである。以上をまとめると次のとおり。(※Pr,Ndはベトナムの鉱山が有望であるが、未開業であり、採掘権は韓国企業にある。)

レア・アース類は1種類ではない⇒17種類の元素(元素周期表の第3族)

米国向け、日本の製造
一部未解除
↓↓↓
業に重大な
影響!

これらだけではサプライ
チェーン維持は不可能!

★南鳥島付近海底のレアアース泥についての課題
⇒商用ベースでは実現視できない。⇒⇒⇒
①17種類全てが存在する訳ではない。
②深海5500~6000mの水圧に耐えられる設備・装置が必要
③有効成分の含有率は、高くても1/1000程度

原子番号	元素記号	名称	大半が中国産出・製鍊	2025年4月4日に中国が輸出規制開始(♦♦は10月から)	2026年1月6日に中国が対日輸出禁止	豪州から輸入開始(目標は国内需要の30%)	南鳥島付近のレアアース泥(水深5500~6000m)	具体的な用途例		
								医療分野	電子部品・材料	航空宇宙・軍事・車両・インフラ
21	Sc	スカンジウム		★	★			バイオメディカル・コーティング・センター		高強度AI合金 スポーツ用品
39	Y	イットリウム		★	★	■	X線診断装置、悪性リバ腫・白血病・間筋リュウマチ・子宮・結腸直腸・骨などの癌の治療薬	LED、二次電池の添加物、セラミック・ガラスの製造、高温超導電導		付加重合開始剤、プラウン管用蛍光体(赤色)、白色LED、ガーネット
ランタノイド	57	La	ランタン				腎不全の頓服	照明や映写機の炭素アーチ灯、GTAW電極		触媒、ガラスの添加剤
	58	Ce	セリウム	★			X線CTの微小血管造影材	自動車排ガス用三元触媒	UVカットサングラス	
	59	Pr	プラセオジム		★				防眩ガラス及び防塵ガラス	ガラスの着色剤(黄緑色)、炭素アーチ灯の電極棒
	60	Nd	ネオジム		★			超伝導体の材料、ネオジム磁石(Nd ₂ Fe ₁₄ B)		防眩ガラス及び防塵ガラス
	61	Pm	プロメチウム					原子力電池		
	62	Sm	サマリウム	★	★	★	バイオメディカル・コーティング・センター	兵器(F22,F35,F47,最新型潜水艦、トマホーク等)	HDD、スピーカー、携帯電話、風力発電	
	63	Eu	ユーロピウム		♦♦		■ X線診断装置	磁性半導体、白色ダイオード		
	64	Gd	ガドリニウム	★	★	★	MRI造影剤、放射線遮蔽材(医療用)、癌治療薬	磁石、光学ガラス、蛍光体(緑色)	放射線遮蔽材(原子炉)	
	65	Tb	テルビウム	★	★	★	▲ ■ MRI磁気装置	光磁気ディスク		ブラウン管や水銀灯の蛍光体、プリンタの印字ヘッド
	66	Dy	ジスプロシウム	★	★	★	▲ ■ MRI磁気装置、レーザー(医療用) (高濃度)	EV車の駆動モーター	EV車の駆動モーターや風力タービンの発電機	商用照明、HDD、レーザー
	67	Ho	ホルミウム	★	♦♦		YAGレーザー(医療用)			
	68	Er	エルビウム	★	♦♦		YAGレーザー(医療用)	ガラスの着色剤(桃色)、光ファイバー		
	69	Tm	ツリウム	★	♦♦		YAGレーザー(医療用) 移動用X線装置		一部の固体レーザーの放射線源	偽札対策(Euro紙幣)
	70	Yb	イッテルビウム	★	♦♦		YAGレーザー(医療用)			絶対零度近くへの極低温冷却技術
	71	Lu	ルテニウム	★	★	★	PETスキャナー(電子線断層撮影装置)、放射線医療品(神経内分泌腫瘍治療法や骨痛緩和など)			化学反応触媒(クラッキングなど)

これらの希土類元素の欠乏=生命科学・医療イノベーションを脅かす隠れた危機でもある

その他	6	C	炭素(グラファイト)		★			リチウムイオン二次電池の負極、電磁波シールド、レーダー波吸収塗料、防爆器具塗料	黒船戸の減速材、自動車用ワイヤーゴム、車両用ブレーキ、バンタグラフ	金属電気精錬炉の電極棒、鉛筆 ※中国依存度約89%
	12	Mg	マグネシウム	★	(★)		肺(こむら)返り治療薬、下剤、胃腸薬、医療機器の筐体	スピーカーの振動板、携帯電話機器、脱硫剤、脱酸素剤、空気マグネシウム電池	航空機、自動車、農業機械、宇宙船	着火用具、炉内耐火材、セラミックス添加剤、水質改善薬、肥料(骨土)、豆皮のにぎり ※中国依存度約99%
	31	Ga	ガリウム	★		★	シンチグラム(疾患推定の検査)	マイクロ波集積回路、赤色発光ダイオード、半導体レーザー	核融合炉冷却材、電子ニュートリノの検出器	液柱温度計 ※中国依存約50% ※日本は世界最大の需要国
	32	Ge	ゲルマニウム	★		★	B型肝炎治療薬	電子部品、ガンマ線の放射線検出器、光検出器		※中国依存約80%
	/	/	抗生素質の原材料(母核)	★	★		医薬品抗生物質全般			※中国依存約99%

*化学肥料の一部=リン酸塩系(DAP: リン酸二アンモニウム、MAP: リン酸一アンモニウムetc.)と窒素系(尿素、硫酸アンモニウムetc.)も禁輸となっており、農業分野への打撃が懸念される。

今回のレアアースの禁輸により、スマート・フォンや電気自動車の価格高騰は不可避であり、経済界や政治学者からは懸念の声が多数出ている(→文献[28-30])。しかも、2010年の場合と異なり、今回は、第三国経由での日本向け迂回輸出・加工後の日本への輸出も処罰対象であり、価格高騰だけではなく、欠品や製造ラ

インの停止にも直結しうる事態である。また、**医薬品・医療機器への影響は非常に心配**である。

早期の事態鎮静化が望ましいが、日に日に事態は悪化している。既に、金門島(米国の台湾関係法の対象外)の封鎖は日常化しており、半導体の製造過程で使用されるジクロロシランへのダンピング関税の審査が開始されるなど、更に事態が悪化している(→文献[31-33])。また、米国のトランプ大統領は今年4月には北京訪問が決まっており、中国の習近平主席は今秋にワシントン訪問の予定である。また、6月のフランス東部のエヴィアン＝レ＝バン (Évian-les-Bains) でのG7サミットには習近平主席の出席が決まっている。また、トランプ大統領は、「モンロー主義 ver.2」に基づき、台湾問題への事実上の不介入の姿勢を見せており、まさに、昭和16年8月の「石油の対日禁輸」以降の「八方塞がり」に似た様相である(→文献[34])。

§6.OTC類似薬に関する改正とボスレジ・基幹システムの課題【システム監査の専門家の出番】

新聞やネット等の報道にもある通り、昨年11月になって、突如、政府は解熱鎮痛剤(ロキソニン等)のOTC類似薬について一部保険適用除外を表明した。**高額療養制度の最大38%の上限引き上げとともに、大幅な患者の負担増となる方向であり、弱者に極めて厳しい制度改革**であると言われている。

★税抜定価が1000円(薬価点数=100)の解熱剤の場合、3割負担の場合、従来は窓口負担=300円であったが、新制度では次のようになる。

- ・本体価額の25%に該当する250円(自己負担につき**消費税の課税対象**)
- ・上記の消費税10% = 25円
- ・本体価額の75%に該当する750円×0.3 = 225円

結果的に、負担額は500円となり、事実上の「5割負担」となる。

→これは、**1個の医薬品の明細を2行に分離すること**を事実上求めており、「**消費税の税率変更**」よりも遙かに複雑な変更であり、レジの改修に関わる負担は大規模なものとなり、2019年の複数税率導入時と同様に、一部のレジや会計システムは買い替えとなると思われる(→文献[35])。

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用等については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、行政書士、IFRSコンサルタント、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

1. 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考 (2025/5/26)
2. 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅱ)(2024/11/11)
3. 「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)(2025/5/5)
4. 「軽減税率」田淵隆明が語る IFRS&連結会計(I)(II) (2024/5/14)
5. 「軽減税率」田淵隆明が語る、「インコタームズと連結上の照合・相殺消去」再考(2025/9/15)
6. 原子力規制委員会への説明とは異なる方法で地震動を“過少”評価した疑い 中部電力・浜岡原発 意図的に“平均に最も近い波ではないものを代表波”として選定 第三者委員会を設置へ
<https://news.yahoo.co.jp/articles/536245a4820bf208a7543b7260dbdd5bc7b7c2c7>
7. 静岡・御前崎市長「極めて深刻な事態」 中部電力浜岡原発の再稼働に向けた審査の過程で不適切なデータ使用 <https://news.yahoo.co.jp/articles/2f2bf1fac43e36d5303fcbe70b4fa4650dd58997>
8. 中国海軍レーダー照射事件 - Wikipedia
9. 中国国連大使が安保理でも日本批判、日本大使が反論 高市首相答弁で
<https://www.asahi.com/articles/ASTDH7WZHTDHUHBI02HM.html>
10. 存立危機「米国以外は限定的」 高市首相、台湾は「個別判断」
<https://news.yahoo.co.jp/articles/4b0efe90787ab8aa0923f7388774da64c300dc8d>
11. 【中国軍 台湾周辺で軍事演習開始】「厳重な警告だ」 台湾総統府は「安全と安定を破壊するもの」と非難 | TBS NEWS DIG https://www.youtube.com/watch?v=a_5Aczusn7o

- 12.中国軍がロケット弾 27 発を発射 台湾周辺で 2 日目の大規模軍事演習
<https://www.youtube.com/watch?v=LxDu6S5NUKE>
- 13.台湾周辺での大規模演習の前後に中国軍機や軍艦が沖縄－宮古島間を通過 防衛省が発表
<https://news.yahoo.co.jp/articles/547094648471e80fcf0dc970038795ff66114204>
14. 対日レアアース輸出 34%増 中国 11 月、今年最多 <https://www.47news.jp/13623200.html>
15. 【トランプ大統領、ベネズエラに大規模攻撃】“5 分で拘束”マドウロ氏急襲の舞台裏と「2 つの真狙い」【N スタ解説】 | TBS NEWS DIG <https://www.youtube.com/watch?v=B4Sh1rNevgA>
16. 経済 3 団体トップ アメリカ軍のベネズエラ攻撃に懸念
<https://news.yahoo.co.jp/articles/ab771eb26ff0890cfe0e85915ea33d3bf4b73c56>
17. 自民・小野寺氏「『力による現状変更』の危険なメッセージとして日本周辺への波及が心配」米軍のベネズエラ攻撃に懸念表明 <https://news.yahoo.co.jp/articles/41c9727d379861d3e50e39954286522fd872c512>
18. 〈ベネズエラ攻撃〉「国際法違反」と叫ぶ日本メディアが見落としている、マドウロ拘束の本質とその先にある「台湾有事」<https://news.yahoo.co.jp/articles/99a649fa7fd809ef1813b87f13aa37cee2148ca8>
19. <https://news.yahoo.co.jp/articles/496ec9d505063fc7e35371517a8e8c74c3f84299>
20. 「台湾が中国の一部でなく独立していることを証明できた」中国から入国禁止の制裁措置の石平議員が訪台
<https://news.yahoo.co.jp/articles/669fd7adbd60d20fb400fc9cfce95e63acced2a3>
21. 石平氏の台北松山空港での会見 <https://x.com/piroooooon3/status/2008718286759071817>
22. 石平氏の台北松山空港出口での会見 <https://x.com/nihonpatriot/status/2008729952934654150>
23. 軍民両用品、日本へ輸出禁止、「レアアース含まれる」(と明言) 中国政府関係者(2026 年 1 月 7 日)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/07d82e51bee6036b00fb27be7753905c079c1f03>
24. 中国が日本に対し輸出規制強化 レアアース含む軍民両用品 “高市発言”への対抗措置(2026 年 1 月 6 日)
<https://www.youtube.com/watch?v=UDp1eZwuOwE>
25. 日本に全方位の「レアアース報復」開始した中国…「産業全般、輸出審査を中断」(2026 年 1 月 8 日発動)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/a1dd1faa4100ba97fefe2ed77ee2d00c471a196d>
26. 中国の対日レアアース輸出、民生用も制限 審査厳格化で(2026 年 1 月 8 日発動)
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM097JY0Z00C26A1000000/>
27. 中国が対日レアアース輸出制限開始と米紙(2026 年 1 月 8 日発動)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/469dd5e7ec9668c31ce34228481df1a0bfd22e2e>
28. 中国が新たにレアアース輸出規制強化 経済界から懸念の声【スーパー】チャンネル】(2026 年 1 月 7 日)
<https://www.youtube.com/watch?v=wyjAZ1p-d1w>
29. 【中国の輸出規制に懸念】ニトリ会長「レアアースはあらゆる部品に」 日本の経済界からも
<https://www.youtube.com/watch?v=DTke082-ZnE>
30. フジ出演の早大名誉教授、中国レアアース規制で高市首相に“降参”提言「底力を信じても…」(池田清彦氏)
<https://news.yahoo.co.jp/articles/4e7a3ce583b091425fc44f7da5fa474c5dd8077c>
31. 中国海警船の金門海域干渉は「常態化」 <https://japan.focustaiwan.tw/cross-strait/202512230001>
32. 中国海警船が台湾・金門海域に <https://japan.focustaiwan.tw/cross-strait/202601070004>
33. 【新たな対抗措置か】中国商務省 半導体製造などに使われる日本産の化学物質「ジクロロシラン」に対する反ダンピング調査開始 | TBS NEWS DIG <https://www.youtube.com/watch?v=rBSejkJ0doE>
34. トランプ氏、中国が台湾で何をするかは習主席「次第」 = N Y T
<https://jp.reuters.com/world/taiwan/STGYDOEGHVJU3PPMIABE4APX3A-2026-01-08/>
35. レジの税率変更 https://x.com/cobta/status/1986579924933804161?t=qxUMKZB_PyseNolX2oWp9g&s=06

<目次>

2026.1

【エッセイ】落し文

会員番号 0707 神尾博

諸氏は、ITデバイスの落とし物をされたご経験はないだろうか。ノートPCの紛失時のデータ保護対策としては、Windows系のOSならBitLockerによる内蔵ドライブの暗号化が定石だろう。またスマホの場合は、GPSトラッキングやリモートワイプが思い浮かぶはずだ。一方の拾う側については、遺失時と異なり自身に被害が及ぶはずないと直感するのが一般的だろうが、果たしてそうであると断言できるのだろうか？

さて平安時代の貴族階級の恋愛では、和歌を詠んだ手紙のやり取りが主流であった。その恋文を直接本人や家の者に手渡さずに、相手が拾いそうな場所にこっそり置いておく「落し文」が用いられたりした。またオトシブミという、葉を巻いて中に卵を産み付ける昆虫がいるが、その形状が巻き文に似ているのでそう名付けられたそうだ。この辺は優美で小粋な風習だったり、自然界のユニークな生態だったりするが、ITの厄介なリスクに話題を変えよう。

少々古い話になるが、2015年に米国の大学の構内で約300個のUSBメモリのバラマキ実験を行ったところ、半数近くがPCに接続されたという結果が報告されている。これは企業と大学による研究目的の共同調査だったが、当然ながら技術的にはマルウェアを仕込んでおくことも可能である。またUSBポートに接続しただけで電子機器を損傷させる「USB Killer」なるものも存在する。サーボ電圧による破壊のため、PCのみならずスマートフォンやテレビ、ゲーム機等もターゲットになり得る。

江戸時代には、代官の過酷な年貢取り立て等の圧政の際、これを告発した「捨て訴」と呼ばれる訴状を老中宅や奉行所へ密かに投げ入れたりした。現代での捨て訴に該当するものとして、2016年の掲示板への書き込みによる、某化学メーカーの品質不正発覚が想起される。暴露された代官や経営者にとっては、厳しい立場に追い込まれることになる。



最後に、デバイスの拾い物には、人命に関わるような極めて危険なケースがあることをお知らせしておこう。2022年からのロシアのウクライナへの侵攻の際に、兵士の携帯電話の位置情報を攻撃に利用したという例が報告されている。また2024年にはレバノンで、数千台のポケベル同時爆発という事件も発生した。イスラエル側が爆発回路を仕込んだものを、ダミー会社を通じてレバノンの武装組織に販売し、それが配布されたものだという。日本では道端の地面でスマホを見つけても、そこまでのリスクは無いだろうが……。

（このエッセイは、記事提供者の個人的な意見表明であり、SAAJの公式見解ではありません。画像はWikiにより著作権保護期間満了後のものを引用しています）

<目次>

第 303 回 SAAJ 月例セミナー：講演録**テーマ：「システム管理基準追補版の改訂ポイント」**

会員番号 0811 舩津宏（九州支部）

【講師】有限責任 あずさ監査法人 Digital Innovation & Assurance 統轄事業部**Digital Advisory 事業部／パートナー 山口 達也氏****【日時・場所】2025 年 12 月 15 日（月）18:30 – 20:30 オンライン（Zoom ウェビナー）****【テーマ】「システム管理基準追補版の改訂ポイント」****【要旨】**

今回の「システム管理基準追補版」の改訂は、DX の進展やサイバーリスクの深刻化といった事業環境の変化に対応する本質的な見直しです。

特に「IT ガバナンス」と「サイバーセキュリティ」は、財務報告の信頼性確保という内部統制の根幹に関わる経営課題として再定義された点を中心に解説されました。

【講演内容】**・ 改訂の背景と内部統制報告制度の位置付け****1) 内部統制報告制度（J-SOX）の概要と改訂**

内部統制報告制度は、2008 年 3 月期決算から適用されている制度で、企業の財務報告の信頼性を担保し、投資家保護と資本市場の健全性を確保することを目的としています。

2024 年には、世の中の環境変化や COSO の枠組みの見直しを受け、約 15 年ぶりに基準や実施基準等の改訂が実施されました。

主な改訂ポイントは以下の通りです。

・ **目的の拡大**：「財務報告の信頼性」が「報告の信頼性」へと拡大されました。

これは ESG などの非財務情報への対応を展望したものです。

・ **リスク評価の強化**：リスク評価において、不正リスクが明確に評価対象として明記されました。

・ **IT への対応の明確化**：「IT への対応」において、サイバーセキュリティ確保の重要性が追記されました。

2) システム管理基準追補版の位置付け

システム管理基準追補版は、金融商品取引法に基づく「実施基準等」（事実上の法令の部）において詳細が言及されていない「IT への対応」について、システム監査・管理基準との対応関係を明らかにするために公表されました。

本追補版は、実施基準等とは異なり法的拘束力のない参考基準ですが、IT 統制の基本的な基準として広く認識されており、ここから大きく逸脱した場合は合理的な説明が困難となるため、実質的には遵守が求められます。

また、対象とするリスクは、企業の IT リスク全般ではなく、財務諸表の虚偽記載リスクに関連する IT 統

制に限定されている点に留意が必要です。

・ 今回の改訂ポイント：IT ガバナンスとサイバーセキュリティ

今回の追補版改訂は、前提となる基準の改訂や DX 推進などの環境変化を受けて実施されましたが、特に IT ガバナンスとサイバーセキュリティの 2 点が大きな影響を与えています。

1) IT ガバナンスの再定義

システム監査・管理基準において、IT ガバナンスは、DX 推進等のトレンドに合わせ、よりビジネス・経営の根幹に関わる分野として認識されるようになりました。

今回の改訂では、国際基準（ISO38500 など）の動向が反映され、「IT ガバナンス」（取締役会が担う監督機能）と「IT マネジメント」（経営陣が担う実行機能）が明確に区別されました。この定義の明確化に伴い、IT 統制の定義も再整理されました。

・ **IT 全社的統制**：IT ガバナンスのうち、内部統制整備・運用に関する方針・資源配分・モニタリングや、全社レベルでの統制整備が必要な IT マネジメントのプロセスが対象です。

・ **IT 全般統制**：IT マネジメントのうち、個別のシステム環境ごとに設定されるプロセス（プロジェクト管理、開発、運用、保守、廃棄プロセス等）が対象となります。

将来的に IT ガバナンスの評価は、国際的な流れでは結果も評価する方向性ですが、客観性が求められる内部統制評価においては、当面、IT マネジメント部分を中心としたプロセス評価が現実的になると想定されています。

2) サイバーセキュリティと財務報告リスクの融合

サイバーセキュリティ対応は、実施基準等に明示的に組み込まれ、日本公認会計士協会（JICPA）の研究文書公表も踏まえ、確認ポイントが充実されました。

講演では、サイバーセキュリティリスクが、単なる技術的な課題ではなく、財務報告と監査に直接的な影響を与える経営リスクへと変化した点が強調されました。

3) 求められる説明責任

世の中の要求がプリンシブルベース（原則主義）に移行する中で、サイバーリスク対応においても、結果の正誤だけでなく、「なぜそう考えたのか」を合理的に説明できる「説明責任」（アカウンタビリティ）を果たすことが強く求められています。

【所感】

執筆者は、マネジメントシステムの審査には従事してきましたが、内部統制に直接関与したことはありませんでした。

今回のシステム管理基準追補版の改訂のポイントの解説をお聞きして、実効性の高い内部統制が求められていることが理解できました。

特に、IT ガバナンスと IT マネジメントの両方の機能を担う体制について、IT ガバナンス運営グループという名称で示していただいた点は、整理がし易く、見識が広がったと思います。ありがとうございました。

<目次>

支部報告【北信越支部 2024 年度支部総会・富山県例会/3月リモート例会報告】

会員番号 0947 梶川明美（北信越支部）

以下のとおり北信越支部 2025 年度石川県例会/12月リモート例会を開催した。

- ・日時：2025 年 12 月 13 日（土）現地参加者：8 名、リモート参加者：4 名
- ・会場：金沢勤労者プラザ 1F ミーティングルーム

現地会場と Web オンライン（Meet）のハイブリッド開催

- ・議題：

(1) 2025 年度の振り返り

- ・11 月の支部合同研究会の報告と意見交換

基調講演と当支部の発表について再度報告してもらい、意見交換を行った。

「DX を取り巻く諸課題とシステム監査人」（講演者：三谷慶一郎 SAAJ 副会長）報告者：宮本茂明さん

「レガシーシステム脱却における SaaS 利用のリスク対応」報告者：長谷部久夫さん

振り返りと 2026 年度の研究テーマを検討

上記 2 つの報告を基に、それぞれ感想などをディスカッションした。

2026 年度は、DX について更に深く検討し、例会でのディスカッションを基に、SAAJ として何ができるのかをまとめてみるのもいいのではないかという意見が出た。

合同研究会での発表は、統一テーマに合わせて内容を選ぶとよい。

自身の背景などをもとに、全員から活発な意見が発表された。

- ・2026 年度以降の支部合同研究会について

12/18 に開催される合同研究会の打合せに向けた状況を説明

2027 年度は、北信越支部で開催したい。

(2) 2026 年度の予定

- ・2026 年度の予算について説明

- ・支部の活動計画案

北信越支部で開催となる合同研究会の予定は以下の通りであり、活動は 2 年間を通した計画とする。

2027 年 支部合同研究会（全国から参加）

2028 年 中部 3 支部合同研究会（中部地方から参加）

開催県や開催日程を検討する必要がある。

開催県や開催日に合わせて、北信越支部例会の開催県や開催日を調整（入れ替えや移動）する。

以上

<目次>

【中部支部】「ITガバナンス監査研修 開催のご案内」

会員番号 1233 栗山孝祐 (中部支部 ITガバナンス監査演習 WG)

情報化社会の進展に伴い、組織のITガバナンスの重要性が認識され、システム管理基準もITガバナンス監査への対応を拡充してきました。このITガバナンス監査においては、これまでと異なる対応が必要ではないか、との認識から中部支部ITガバナンス監査演習WGを立ち上げ、実践的な演習素材をもとに監査演習を実施してきました。WGでは、この演習成果を無駄にすることなく会員に提供できないかと考え、これまで支部内有志、他支部有志への研修トライアルを通じ、研修内容をチーンアップし、また、本部ITアセスメント研究会に志にもレビューいただきました。更に、全国からの参加を可能とするため、集合研修のライブオンライン化にも取組み、今回広く会員に公開するものです。

1. 研修の構成

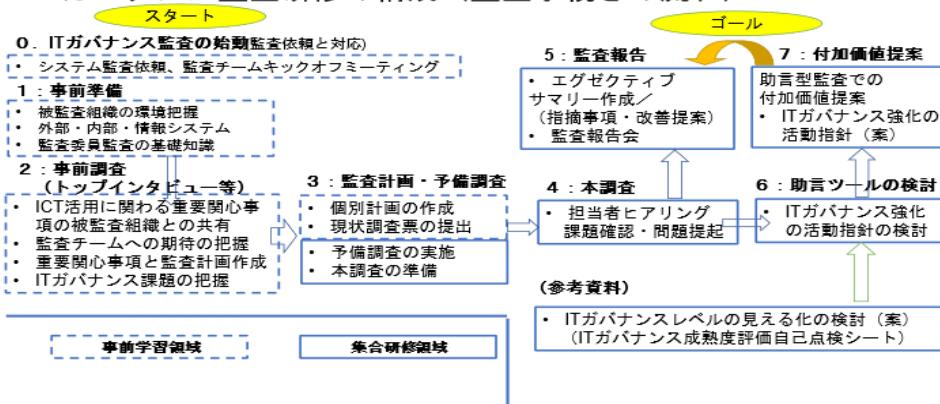
研修では、自治体からのITガバナンス監査依頼（想定）に基づき、ITガバナンスの評価軸を六つの分野に分け、この内「企画・事後評価」を対象分野とします。

本研修の構成は、監査演習で整備した実践的な被監査組織に関わる資料・活動をもとに、事前準備～予備調査(前半)（自己研修）と予備調査(後半)～監査報告（ライブオンライン集合研修）で進める、助言型監査となっております。

ITガバナンス及びITガバナンス監査に関心のある方は是非参加いただき、ご自身のITガバナンスへの対応能力の向上はもとより、協会におけるITガバナ

ンスの実践的監査研修の充足にご協力いただければと思います。

ITガバナンス監査研修の構成（監査手続きの流れ）



2. 開催予定スケジュール

○事前説明(オンライン) 2月28日(土)10時半 1時間程度

○自己研修(各自のPCにダウンロードしてオフライン)

2月28日(土)～3月13日(金) 教材をダウンロードして自己学習 延べ3日程度

○集合研修(ライブオンライン)

3月14日(土)10時～17時半 終了後にオンラインでの懇親会を予定

3月15日(日)10時～17時半

3. 募集人員及び受講料 6名(先着順)、受講料は5,000円(初回特別価格)

4. 申込方法と期限

SAAJ協会のホームページに掲載します。(当原稿は1/15締切のため、1月下旬に案内予定)

申込期限：2026年2月14日(土)23:55

<目次>

注目情報（2025.12～2026.1）

■内閣官房国家サイバー統括室（NCO）及び経済産業省：

「サプライ チェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度に関する制度構築方針（案）」（SCS（Supply Chain Security）評価制度の構築方針（案））を公表

（2025/12/26）

近年、取引先に影響を与えるようなサイバー攻撃事案が頻発しており、サプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策の強化が求められている。そうした中、取引先のセキュリティ対策状況を外部から判断することが難しいといった発注元企業側の課題や、複数の取引先から様々な対策を要求されるといった委託先企業側の課題が生じている。

こうした課題に対応するため、サプライチェーンにおける重要性を踏まえた上で、満たすべき各企業のセキュリティ対策を提示しつつ、その対策状況を可視化する仕組みの構築に向けた検討の結果として、

「SCS（Supply Chain Security）評価制度の構築方針（案）」が取りまとめられた。

1. 本制度のセキュリティ対策の段階

本制度では、サプライチェーンにおけるリスクを対象にした上で、各企業の立ち位置に応じて必要なセキュリティ対策を提示するため、3つのセキュリティ対策の段階を設けている。

★3：全てのサプライチェーン企業が最低限実装すべきセキュリティ対策として、基礎的なシステム防御策と体制整備を中心に実施する段階。

【専門家確認付き自己評価】：★取得を希望する組織が自ら実施した評価の結果について、社内外のセキュリティ専門家による確認及び助言を経て、当該組織の評価結果として確定させること。

★4：サプライチェーン企業等が標準的に目指すべきセキュリティ対策として、組織ガバナンス・取引先管理、システム防御・検知及びインシデント対応等包括的な対策を実施する段階。

【第三者評価】：★取得を希望する組織が自ら実施した評価の結果について、当該組織以外の組織（評価機関）による評価等を経て、評価結果として確定させること。

★5：サプライチェーン企業等が到達点として目指すべき対策として、国際規格等におけるリスクベースの考え方に基づき、自組織に必要な改善プロセスを整備した上で、システムに対しては現時点でのベストプラクティスに基づく対策を実施する段階。

【第三者評価】（令和8年度以降、対策基準や評価スキームの具体化を検討予定。）

2. SCS 評価制度を活用する中小企業向け支援策

- ・SCS 評価制度を活用する中小企業向け「サイバーセキュリティお助け隊サービス」（新類型）を創設
- ・取引関係のある企業間においてセキュリティ対策の要請を行う際の関係法令を整理

国家サイバー統括室 <https://www.cyber.go.jp/policy/group/kihon-2/pubcom-scs2026.html>

経済産業省 <https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251226001/20251226001.html> <目次>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■SAAJ 月例セミナー（東京）	
第 3 0 5 回	日時 2026年3月5日(木) 18:30~20:30
	場所 オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ サイバー空間の脅威の情勢とJC3の主な活動
	講師 一般財団法人 日本サイバー犯罪対策センター（JC3） 業務執行理事 櫻澤健一（さくらざわ けんいち）氏
	講演骨子 JC3は、サイバー空間の脅威が更に深刻化している中で、産学官（警察）それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を集約・分析した情報を組織内外で共有することで、脅威を特定、軽減及び無害化に貢献することを目的として、10年以上活動してまいりました。 金融犯罪対策、eコマース対策、情報流出対策、脅威情報、マルウェア解析等の各分野で、官民学の情報共有を行う中で得られた様々な脅威に関する最新の情報、具体的な対策や経営者に何が求められるのか等について解説します。
	参加費 SAAJ会員 1,000円 非会員 3,000円
	お申込み https://www.saaj.or.jp/kenkyu/kenkyu/305.html



<目次>

2026.1

【 協会からのお知らせ（予告） 】 第 25 期通常総会の開催

会員番号 2581 齊藤茂雄（事務局長）

日本システム監査人協会（SAAJ）会員各位**■第 25 期通常総会のご案内**

日本システム監査人協会の第 25 期通常総会を、下記の通り開催致します。

万障お繰り合わせの上ご出席をお願い申し上げます。

総会及び懇親会の参加申込は 2026 年 2 月初に、協会ホームページにてご案内致します。

1. 日時：2026 年 2 月 20 日（金） 13 時 30 分～15 時

2. 開催方法：会場および ZOOM 会議による

※会場は後日ご案内します。

3. 第 25 期通常総会 議事（予定）

13:30 開会

(1) 2025 年度 事業報告の件

(2) 2026 年度 事業計画の件

(3) 2026 年度 予算の件

(4) 理事選任の件

(5) その他

15:00 閉会

4. 特別講演

実施しません。

5. 懇親会

場所：後日ご案内します。

時間：総会終了後 1.5 時間。

以上

<目次>

【 協会からのお知らせ 】 CSA/ASA 資格をお持ちの方へ：資格更新手続きについて

2026年度公認システム監査人及びシステム監査人補の更新手続きのお知らせです。

- ・資格認定期限が2025年12月31日で満了となる方について、認定の更新手続きを行います。
- ・資格更新申請の受付期間は2026年1月1日（木）から1月31日（土）までの1か月間です。
- ・今回の更新対象者は、資格認定番号が下表の方です（2014年度よりすべて2年度ごとの更新です）。

	取得年度	CSA 認定番号	ASA 認定番号	2026 年 1 月更新	2027 年 1 月更新
1	2002 年度	K00001～K00253	H00001～H00193	○	
2	2003 年度	K00254～K00320	H00194～H00263	○	
3	2004 年度	K00321～K00357	H00264～H00316		○
4	2005 年度	K00358～K00401	H00317～H00384	○	
5	2006 年度	K00402～K00447	H00385～H00433	○	
6	2007 年度	K00448～K00478	H00434～H00473		○
7	2008 年度	K00479～K00518	H00474～H00514	○	
8	2009 年度	K00519～K00540	H00515～H00538		○
9	2010 年度	K00541～K00553	H00539～H00557		○
10	2011 年度	K00554～K00568	H00558～H00572	○	
11	2012 年度	K00569～K00580	H00573～H00586		○
12	2013 年度	K00581～K00596	H00587～H00595	○	
13	2014 年度	K00597～K00606	H00596～H00602		○
14	2015 年度	K00607～K00615	H00603～H00618	○	
15	2016 年度	K00616～K00630	H00619～H00625		○
16	2017 年度	K00631～K00641	H00626～H00634	○	
17	2018 年度	K00642～K00653	H00635～H00644		○
18	2019 年度	K00654～K00673	H00645～H00650	○	
19	2020 年度	K00674～K00690	H00651～H00654		○
20	2021 年度	K00691～K00713	H00655～H00661	○	
21	2022 年度	K00714～K00730	H00662～H00665		○
22	2023 年度	K00731～K00754	H00666～H00672	○	
23	2024 年度	K00755～K00768	H00673～H00681		○

- ・資格更新申請には、更新申請書や継続教育実績申告書などの提出が必要です。準備をお願いします。
- ・更新手続きの詳細は、HP の「CSA の資格をお持ちの方へ」(<https://www.saaj.or.jp/csa/forCSA.html>) をご覧ください。

<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。



- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>



- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。



- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。



- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。 https://www.saaj.or.jp/members/kaihou_dl.html
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。



- ・「6ヶ月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発ためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html>



- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になります。
<https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>



- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。
<https://www.saaj.or.jp/csa/index.html>



- ・過去の会報を公開 <https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。



- ・お問い合わせページをご利用ください。
<https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

<目次>

【 SAAJ 协会行事一覧 】		赤字 : 前回から変更された予定	2026.1
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
1月	6: 総会資料提出期限 16:00 8: 理事会: 総会資料原案審議 9: 役員改選公示 (1/22 立候補締切) 22: 17:00 役員立候補締切 29: 2025 年度会計監査 30: 償却資産税申告期限 30: 総会申込受付開始 (資料公表)	<u>1-31: CSA/ASA 更新申請受付</u> <u>19: 第304回 SAAJ 月例セミナー</u>	8: 支部会計報告提出期限
2月	5: 理事会: 通常総会議案承認 28: 2026 年度年会費納入期限 28: 消費税申告期限	<u>2/1-3/31: CSA/ASA 春期募集</u> 下旬: CSA/ASA 更新認定証発送	<u>20: 13:30 第25期通常総会</u>
3月	12: 理事会 中旬: 対東京都NPO年次報告 中旬: 対法務局役員変更届 31: 年会費未納者宛督促メール発信	1-31: 春期 CSA/ASA 書類審査 <u>5: 第305回 SAAJ 月例セミナー</u>	
4月	9: 理事会	初旬: 春期 CSA/ASA 書類審査 中旬: 春期 ASA 認定証発行 16: 第306回 SAAJ月例セミナー (準備中)	中旬: 春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支援士試験
5月	14: 理事会	中旬: 第307回 SAAJ月例セミナー(準備中)	
6月	1: 年会費未納者宛督促メール発信 11: 理事会 19: 年会費未納者督促状発送 26: 支部会計報告依頼 (〆切 7/10) 30: 助成金配賦決定 (支部別会員数)	中旬: 第308回 SAAJ月例セミナー(準備中) 中旬: 秋期 CSA/ASA 募集案内 中旬土曜: 春期 CSA 面接 下旬: 春期 CSA 面接結果通知 下旬: 春期 CSA 認定証発送	3: 認定 NPO 法人東京都認定日 (初回: 2015/6/3)
前年度に実施した行事一覧			
7月	10: 理事会 11: 支部助成金支給	22: 第 299 回月例研究会	14: 支部会計報告〆切
8月	(理事会休会) 9: 中間期会計監査	1: 秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30	
9月	11: 理事会	20: 第 300 回 SAAJ 月例セミナー 27-28: 第 46 回システム監査実務セミナー 30: 秋期 CSA・ASA 募集締切	4: 認定 NPO 法人認定更新現地審査 (東京都)
10月	9: 理事会 19: 情報処理技術者試験会場での入会案内チラシ配布	10: 第 301 回 SAAJ 月例セミナー 18-19: 第 46 回システム監査実務セミナー	19: 秋期情報処理試験(システム監査技術者試験) 情報処理安全確保支援士試験
11月	11: 予算申請提出依頼 (11/27〆切) 支部会計報告依頼 (1/8〆切) 13: 理事会 17: 2026 年度年会費請求書発送準備 27: 会費未納者除名予告通知発送 27: 本部・支部予算提出期限	14: 第 302 回 SAAJ 月例セミナー <u>15: IT-BCP セミナー</u> 中旬: CSA・ASA 更新手続案内 〔申請期間 1/1～1/31〕 中旬～下旬: 秋期 CSA 面接 21: 第 44 回 CSA フォーラム	1: 2025 年度支部合同研究会 (中部にて開催) 8: 13:30 会員向け活動説明会
12月	3: 2026 年度年会費請求書発送 4: 個人番号関係事務教育 11: 理事会: 2026 年度予算案承認 会費未納者除名承認 第 25 期総会(2/20)審議事項確認 12: 総会資料提出依頼 (1/6〆切) 12: 総会開催予告掲示 19: 2025 年度経費提出期限	<u>15: 第 303 回 SAAJ 月例セミナー</u> 中旬: CSA 面接結果通知 中旬: CSA/ASA 更新手続案内メール 〔更新申請期間 1/1～1/31〕 中旬: 春期 CSA/ASA 募集案内 〔申請期間 2/1～3/31〕 下旬: 秋期 CSA 認定証発送	12: 協会創立記念日 <u>20: 近畿支部第 215 回定例研究会</u>

<目次>

【 会報編集部からのお知らせ 】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2025 年の会報年間テーマは、 「**続・時代が求めるシステム監査**」 です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にその先を目指してどう立ち向かっていけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第 1 号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則1ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則4ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っておりません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15日（発行日：25日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用して下さい。
- ・ 投稿先：sajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第2条第2項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。
- ・ 用語や単語については、できれば経済産業省等公的な文書に使用されているものを活用してください。

お問い合わせ先：sajeditor@saaj.jp

<目次>

会員限定記事

【本部・理事会議事録】(会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です)

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID (8桁) は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■ □ ■SAAJ 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、
野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス： saajeditor ☆ saaj.jp (☆は投稿時には@に変換してください)